

1 検討経過

武蔵野市では、子どもの権利条約の理念のもと、大切な子どもの権利を未来にわたって守っていくため、子どもの権利に関する条例(仮称)の制定を目指しています。

子ども権利条約とは？

ユニセフ（国際連合児童基金）をはじめ、国際機関や世界中の国々が協力して作成しました

子ども（18歳未満）を権利を持つ主体と位置付けて、大人と同じく一人の人間として持っている権利や子どもならではの権利を定めています。

子どもの命と健やかな成長を守るため、日本も1994年からこの条約に加盟しました。

子どもの権利条約の4つの原則

子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由によっても差別されず、権利が保障されるということ

命を守られ
成長できること

子どもにとって
最もよいこと

意見を表明し
参加できること

差別のないこと

子どもに関することが行われる時は、「子どもにとって最も良いこと」を第一に考えるということ

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分考慮するということ

この条例の内容に関して、幅広い観点から検討を行うため、令和3年5月に「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会」が設置されました。

委員会では、条例の内容に関して、多様な検討を重ねてきました。とくに「子どもからの相談(子どもの権利擁護委員)」「いじめ・虐待・暴力の防止と救済」「子どもの居場所」「子どもの参加」の項目については、子どもの権利を守るうえでの重点課題として、集中的に検討を行いました。また、その他の項目についても、委員会での議論のほか、各委員へのアンケート、市内施設の視察、子どもや関係者との意見交換等を通じ、検討を重ねてきました。

こうした取組みを通じて検討した内容を、いったん委員会中間報告としてまとめ、市に報告しました。中間報告については、令和4年5月15日～6月6日にかけて、市によるパブリックコメントが実施されましたが、そこでは83人の方から意見が寄せられました。また、アンケートフォームによる子ども向けパブリックコメントもあわせて実施し、996人の子どもから回答がありました。

委員会では、これらの意見を参考にし、中間報告書を修正し、今回、最終的な報告書をまとめました。

委員会報告書における条例の骨子案(委員会として条例に含むべきと考える内容)については、次ページ以降にまとめています。

2 委員会による条例骨子案(委員会として条例に含むべきと考える内容)(※一部抜粋)

はじめに 前文

- 子どもは、ひとりの人間としてその権利と尊厳が守られること。
 - 子どもは、権利の主体として、自分らしく生き、育つ権利があること。
 - 本条例で定める子どもの権利は、現代に生きる子どもたちの切実な要求であり、子どもの置かれている現実を変えていくためのかけがえのない権利であること。
 - 子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や育ち学ぶ施設など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。
 - 子どもの権利条約を地方自治により実現していくこと。そのために、地域社会の一員としての子どもの参加のもとで子どもにやさしいまちを目指すこと。
- ※今後、子どもたち自身の言葉を前文に加える。

第1章 総則

- この条例は、すべての子どもの権利の実現を目指した子ども施策を総合的かつ継続的に推進していくために欠かせない仕組み等を定めるとともに、市としての基本的な考え方及び家庭、育ち学ぶ施設、地域の役割を明らかにすることを目的とすること。
- この条例は、子どもたちが安心して地域社会の一員、当事者として地域の人びとと関わり合いながら、子どもの権利が尊重される武蔵野市のまちの形成を図ることを目指すこと。

第2章 保障すべき子どもの権利

- 子どもの置かれた現実と子どもからの声をふまえたとき、市の子どもにとってとくに切実で大切な権利として、以下のものが考えられること。
 - ①子どもには、安心して生きる権利があること。
 - ②子どもには、自分らしく生き、育つ権利があること。
 - ③子どもには、休む権利及び自由に時間を過ごす権利があること。
 - ④子どもには、自己の気持ち、願いが尊重され、意見表明し、参加する権利があること。
 - ⑤子どもには、遊ぶ権利があること。
 - ⑥子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。
 - ⑦子どもには、差別されないでともに生きる権利があること。
- 市は、本条例の普及、啓発のために、あらゆる場と機会での広報に努めること。
- 市は、市民(とくに子ども、保護者、教職員など)が子どもの権利について理解を深め、これを活かすことができるようにこの条例のシンボリック行事として「武蔵野市子どもの権利の日」を定めること。もしくは子どもの権利週間・月間などを定めること。
- 子どもは、自己の権利を実現する主体であり、子どもの権利を知る権利があること。
- 子どもは自身の権利を学ぶことで、他者の権利の大切さを感じ、尊重することを学ぶことができること。

第3章 誰が保障するのか

- 市は、本条例に定めた理念をふまえて、子どもにやさしいまちづくりを推進していくために、子どもの権利保障に欠かせない環境整備を行うこと。
- 市民は、本条例で定めた子どもの権利の理念をふまえて、市と連携、協働して地域における子どもの権利の実現に努め、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指すこと。
- 保護者は、子どもの主たる養育者であり、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが安心して生き、受容され、愛されて育つ権利を保障していく役割を担っていること。

第4章 子どもを支える人びとへの支援

- 市は、家族の多様性をふまえて、保護者が子どもの権利の意義を自覚して、子どもの権利保障に欠かせない家庭的な環境を確保していこうとする努力に対してあらゆる支援を行うこと。
- 市は、子どもが年齢に合わない過度な責任や不適切なレベルのケアを担う状況(ヤングケアラー)があるとの認識に立ち、子どもが子どもでいられるよう、子どもの目線に沿って子どもや家族への啓発や支援をしていくこと。
- 市は、子どもの権利保障と幸福感(ウェルビーイング)に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、育ち学ぶ施設の主体的な努力を尊重しつつ、人的、物的、財政的な支援に努めること。

第5章 子どもの権利保障の仕組みを創る

- 子どもには、空間、時間ともに自分らしく居られる居場所が必要であり、選んだ居場所において安心して休む権利もあること。市は、そのような子どものための居場所づくりに努めること。
- 市は、子どもの休む権利を保障するために適切な措置を講じるよう努めること。とくに子ども自身が休息を求めている場合は、学校等を安心して休めるようにするとともに、学校外の多様な居場所、学びの場の利用促進に努めること。また、自分を取り戻すための休息が必要な場合に学校を休むことについて、保護者や地域の理解が得られるよう、必要な啓発等に努めること。
- 市は、普通教育機会確保法第 13 条にもとづき、子どもの普通教育を確保していくために、義務教育段階で学校外の普通教育を選択した子どもが、学校における義務教育を受けている子どもと格差なく教育を受けることができるよう学習面、健康面、安全面及び経済面などで十分配慮すること。
- 市は、子どもから直接相談を受けることのできる窓口を設けるとともに、子どもの個人情報を守りつつ、子どもにとって最も良い解決策を考え合うなど、子どもが身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることなどを気軽に話すことのできるような多様な相談の場づくりを推進すること。
- 子どもに関係のあることを決めるときは、おとなが一方向的に決めるのではなく、子どもの意見を聴き、かつ意見を尊重するように努めなければならないこと。
- 子どもは、その置かれた状況に応じて、個別のニーズと配慮に基づく支援を受けることができること。
- 市は、「おとなへの移行期」として 18 歳を超える若者支援へのつながりを重視し、市民、民間団体とも連携、協働して子ども・若者の相談に応じる居場所支援、社会的自立を促進するための自立支援、就労支援等を行うこと。

第6章 子どもが安心、安全に生活していくために

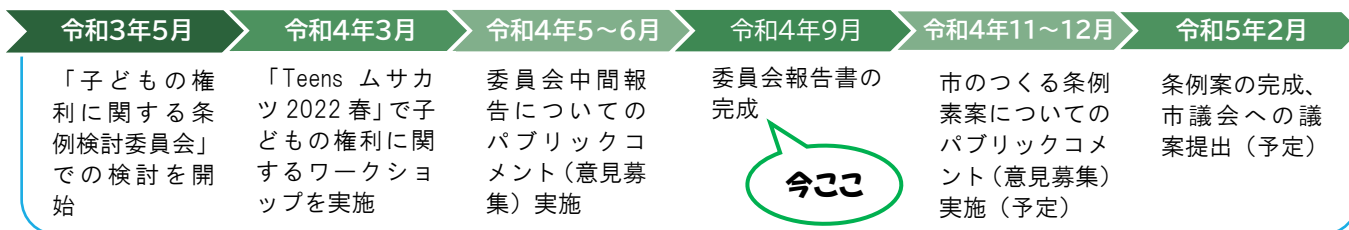
- 市は、子どもがどのような暴力も受けることなく、安心して暮らせるような環境を整えるよう努めること。
- 子どもへの虐待は、本条例に定める子どもの権利を侵害する行為であること。
- 子どもへのいじめは、本条例に定める子どもが安心して生きる権利を侵害する行為であり、誰であっても、どんな理由があっても、いじめをしてはいけないこと。
- 市は、本条例に定められた子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害された場合の救済を行うため、子どもオンブズパーソン(子どもの権利擁護委員)を置くこと。
- オンブズパーソンは、子どもの権利を守るため以下の職務を行うこと。
 - ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な支援をすること。
 - ②子どもの権利の侵害について、必要な調査をすること。
 - ③子どもの権利の侵害について、関係機関や当事者間の調整及び要請を行うこと。
 - ④子どもの権利保障を妨げている制度への改善・要請の提言を市に行うこと。
 - ⑤改善・要請を行った提言に関して、市の対応状況等について公表すること。
 - ⑥子どもの権利擁護に関し、権利学習の促進等、普及・啓発を行うこと。
- 市は、オンブズパーソンの独立性を尊重しなければならないこと。

第7章 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展

- 本条例に基づく子ども計画の策定方法については、既存の「子どもプラン武蔵野」をもとにして条例の推進計画となるように努めること。
- 計画実施結果の評価・検証は、既存の子どもプラン推進地域協議会(市の子ども・子育て会議)や本条例で規定する子ども会議及び子どもオンブズパーソン等において実施すること。
- 子どもプラン推進地域協議会はあくまで計画段階の評価検証を行うもので、上位にある条例の施策評価を行うためには不十分であるとの意見もあったことから、将来的には、別に、独立した第三者の施策評価検証を行う機関を設置することも考えられること。

(参考)条例制定までの今後のスケジュール

今後、委員会報告書を参考に、市が条例の素案を作成します。条例素案については、11月15日(火)から12月12日(月)にかけて、パブリックコメントが実施される予定です。その後、市による最終的な条例案がまとめられ、令和5年2月に市議会に議案として提出される予定となっています。



今ここ

【お問い合わせ】

武蔵野市役所 子ども家庭部 子ども子育て支援課 子ども政策係
 電話:60-1851 FAX:51-9417
 Eメール:sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp

※条例の検討経過や委員会報告書の全文は市ホームページでご覧ください。

